

【届書・申請書名】

健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届

【手続概要】

7月1日現在の被保険者すべてについて、その年の4月、5月、6月に支給した報酬について届出をしなければなりません。

この届出は、毎年1回、その年の9月から翌年の8月までの保険料や保険給付の額の基礎となる標準報酬月額を決める（定時決定）ものです。

【手続根拠】

健康保険法第41条、第48条

健康保険法施行規則第25条、

厚生年金保険法第21条、第27条

厚生年金保険法施行規則第18条

【添付書類】

- ・健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届総括表

【提出者】

事業主

【提出先】

事業所の所在地を管轄する社会保険事務所

【提出方法】

窓口持参、郵送、電子申請

【提出期限】

毎年7月1日から7月10日までの間

【その他】

- ・ 毎年7月1日現在、事業所に在籍する被保険者すべてが届出の対象となりますが、6月1日以降に新たに被保険者となった方または、7月、8月、9月に標準報酬月額の随時改定が行われる方は届出の対象から除かれます。
- ・ 届書については、全被保険者の氏名、生年月日、従前の標準報酬月額などをプリントしたものを事前に社会保険事務所から事業所へ送付しますの

で、これに記入して提出いただくか、社会保険庁ホームページにある「磁気媒体プログラム」（無料）のソフトをパソコンにダウンロードして必要事項を入力することで磁気媒体（FD や MO）による届出をすることもできます。